

下水道使用料等検討委員会会議録

第3回 平成23年4月28日（木）

午後1時30分 開会

【都市建設部長】 委員の皆様おそろいでございますので、会議を始める前に第1回の検討委員会を欠席された、〇〇さんに委嘱書の交付を行いたいと思います。本来でありますと市長より委嘱をさせていただくのですが、欠席のため私から交付させていただきたいと思います。

～委嘱書の交付～

【都市建設部長】 続きまして、4月1日付の人事異動で課長が異動されました。ここで、両課長からごあいさつをお願いしたいと思います。

～両課長あいさつ～

【都市建設部長】 本日の会議でございますが、次第1、市の財政状況についてということで財政課長からお話を伺うところですが、急遽所用のため出かけることになりましたので、直ちに会議に入りたいと考えておりますので、委員長におかれましてよろしく御取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

【委員長】 しばらくぶりでございますのでごあいさつをと思いましたが、財政課長が所用のため出かけるということですので、急いで本題に入ることによって進めていきたいと思います。

本日は、下水道使用料等検討委員会として全員揃いましたので、会議が成立しておりますので進めていきたいと思っております。

また、後ほどごあいさつさせていただきます。最初に財政課長をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【財政課長】 お手元の資料、東久留米市財政健全化への考え方を1枚めくっていただきまして、東久留米市の財政について簡単に資料を基に説明させていただきます。

まず、1ページ目一番上の表ですが、財政規模の推移を示しております。左が歳入、右が歳出ということになり、これについては、歳入、歳出の決算規模といたしましては年々増加しているという傾向が見て取れると思います。平成8年度のところを見ていただきたいのですが、ここでもかなり多くなっているのが顕著になっています。これは、行政センター（市庁舎）が建設されたことにより決算規模が延びているということになります。

下の表につきましては、左が市税、右が義務的経費になります。義務的経費につきましては、後ほど御説明したいと思います。市税に対して義務的経費がどの程度あるかということですが、義務的経費の方が市税を上回っているということになります。また、義務的経費につきましては、行革等を行なってきましたので、減少はしているところなのですが、さまざまな要因で平成19年度からまた増加を始めているという状況でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。義務的経費は何を示しているかとい

う表でございますが、人件費、扶助費、公債費これらが義務的経費でありまして、人件費の折れ線ですけれども、これは減少し始めているのを見てわかると思います。これも行財政改革の一環で定員適正化計画等々行革に努めてきたところですが、そういったところから職員数が減少してきており、数十億円の効果を生み出しているというところ です。

下の四角の折れ線が扶助費になります。扶助費は平成12年度以降増加し続けているという状況です。扶助費が増加している理由でございますが、景気の悪化や高齢化、医療費を初めとする社会保障費等々が増加していることが主な要因となっております。

次のページでございます。扶助費の内訳はどうなっているのかということを示しております。一番上の表ですけれども、左側に生活保護等の費用が記載されておりますが、すべての経費について増加傾向にあるということです。この増加傾向については、今後も続いていくと予想されます。

下の表です。これは公債費の表になっております。公債費については減少してきております。その理由でございますけれども、平成15年度に財政危機宣言を行っております。それ以降、市としての財政規律として普通地方債について、地方償還元金以上に新規の借り入れを行わないプライマリーバランスの維持を徹底していったということが、地方債の現残高を減少させている一つの要因であると思っております。下の参考1が、地方債残高の推移、これも減少し続けているということになります。

次のページでございます。歳入の円グラフになっており、歳入全体の構成を示している表です。注目をしてほしいのは、いちばん右の方に市税と書いてありますけれども、市税から下にさがっていただいて、地方譲与税、その左には地方交付税、ここまでの部分がほぼ一般財源ということになります。左下に平成20年度の円グラフがありますけれども、そこと比較していただきたいと思いますが、昨年度よりその部分が3億円減少しており、また右側のグラフの10年前と比較しますと、25億円減少しているということでございまして、財政の硬直化がますます激しくなっているという状況にあります。こうした現象は、臨時的事業、投資的事業といった必要な事業がありますが、こういった事業が思うようにできなくなっている状況を意味しているということでございます。

次のページでございます。一方で歳出はどうなっているかということでございます。先ほども申し上げましたけれども、右上の方には人件費が記載されておりますが、前年度と11年度を比較いたしましても減少してきているということでございます。それから、その下に降りますと扶助費と書かれておりますけれども、扶助費の伸びにつきましては、毎年大きくなってきている――人件費削減等の行革効果を飲み込んでしまっているという状況が見て取れます。

次のページでございます。それでは歳出に充てている一般財源はどのようなになっているのか、何に使われているのかということでございます。一番右の平成21年度と一番左の平成11年度を比較していただきたいのですが、繰出金のところ です。これは下水道会計、国保会計、介護保険会計とさまざまな繰出金がありますが、16億円程度増加しているということでございます。これは大きな課題であると認識しております。それから下にさがっていただいて、扶助費、先ほども申し上げましたけれども、

これはかなりの増加を示しているということでございます。下水道会計への繰出金というところでとらえると、下水道会計の中での公債費等々においては、補償金免除の借り換えや平準化債の元金償還などが始まったことから、繰出金の予算の規模で申し上げると、平成21年度予算では9.5億円、それから平成22年度予算では11.5億円、平成23年度予算では13.8億円と毎年2億円ずつ増加してきており、この13.8億円は当面は同程度の額で推移していくものと考えております。

次のページをお開きいただきたいと思います。先ほど申し上げました一般財源の用途、使い道になります。これは分かりやすく1万円の使途ということで示しております。一般財源が1万円である場合、このうち約85%が経常的経費を占めており、この割合が増加していきますと、施設整備や備品等の更新、新たな事業が展開できなくなっていくということをあらわした表でございます。それでは1万円の使途にはどのようなものがあるかということが9ページでございます。特に、平成11年度と平成21年度と比較してみますと、扶助費それから繰出金の増加が顕著に出ているということを示しております。それでは1ページ飛ばしまして11ページになります。この表は、参考として平成21年度決算における市民一人当たりの市税、多摩26市の比較を載せております。市民一人当たりの市税決算額を多摩26市で比較いたしますと、東久留米市の14万3566円につきましては、平均より2万8311円下回っております。26市中22位に位置しているところでございます。このことから、他市と比べて本市における高齢化による担税力の低下が見て取れるところでございます。続きまして次の表以降、ここからは性質別の費用の推移ということになります。人件費については減少傾向、次の物件費についても減少傾向、それから次のページをめくっていただいて、維持補修費も減少し続けている。ただし、次の15ページの扶助費につきましては、増加傾向にあるということでございます。

次の16ページ補助費等は、一定の水準で推移しているということでございます。

17ページを御覧いただきたいと思います。繰出金でございます。一番上の図になりますが、平成18年度のところを御覧いただきたいと思います。これは前年度に比較して減少しておりますけれども、これにつきましては、下水道会計の平準化債を借り入れたことによって結果として減少しているということでございます。次の年以降、補償金免除の借り換え(繰上償還)をやってきましたので、この借り換えとは低金利への借り換えということになりますけれども、3年据え置きでやりましたので、元金の償還が3年間はないというかたちのものでございまして、そういった制度の中で借り換えを行ない、元金の償還が開始した平成19年度からは増加をし始めたわけです。借り換え自体が悪いことではありませんで、低金利への借り換え、これは国の施策となりますけれども、それによって公債費自体(支払利子)が減少するということになります。平成22年度以降については、こういった措置は国のほうでは難しいのではないかと予測しますので、借り換え等の措置が今後見込めない状況の中では、結果的に繰出金としては、13億円程度推移して行くだろうということでございます。下の方に記載されておりますが、特別会計は原則として、独立採算制であるという観点があります。歳出に見合った適正な料金を設定するというところで、法定で定められた額を超える繰出金、これは基準外繰出金を抑制することが求められているということで

ございまして、市税を補てん財源とすることなく、その会計の中で費用を賄っていくということが大切なことであるということでございます。

18、19、20ページを飛ばさせていただきたいと思います。

最後になりますけれども、基金の現在の状況でございます。財政調整基金でございます。これは家庭で例えますと普通預金ということになります。市の歳入の不足を補う際の年度間の調整機能を果たすものとして、また、災害等の緊急時に対応するために積み立てておく必要性があるものでございます。

今般も東北沖地震が発生したばかりでございます。こういったことからなるべく多くの財政調整基金を積み立てておく必要性はあるところでございまして、本市といたしましては最低でも20億円程度はストックしておく必要があるという考え方に立っています。

しかしながら、平成22年の9月の段階でございますけれども、財政調整基金の残高といたしまして、7億4千万程度という状況となっております。今後も、毎年度、歳入確保、歳出抑制努力等々はしていくこととなりますけれども、先ほど申し上げた生活保護費を初めとする扶助費が年々増加し続けている現状がございますので、多額の剰余金は期待できないということで積立額も多くはしていけないということでございます。

最後のページは、経常収支比率の現状になっておりますけれども、経常収支比率は決算統計上の指標として用いられるものです。80%を超えると弾力性を失ってくると言われております。

本市においては、平成21年度決算で96.9%、平成20年度で99.3%ということでありましたので、これを見ると21年度は少し良くなっているということでございますけれども、どちらにしても臨時経費として、財源を当てていく余裕がなくなっている状況でございます。

こうしたことから、先ほど申し上げたように平成15年度の財政危機宣言以降、本市では行財政改革に取り組んでまいりましたが、財政状況は年を追うごとに市税収入が落ち込んできております。こうした歳入の減少に対して、高齢化社会の到来ということがあります。そういったところに激しさが増してきているところでありまして、財政改革の成果が飲み込まれてしまっているというところでございます。

特に、国保会計や下水道会計への法定外、基準外繰出金、これは本来、独立採算ということになりますので、市の一般会計への大きな重みであり圧迫している状況にあるということでございます。

今後も、行革等進めていくところではございますけれども、財政調整基金につきましては、枯渇状態が続くということもございます。そういったことから市の財政状況は行革をしてきたにもかかわらず、扶助費等の伸びによってかなり苦しい状況が現在の状況ということでございますので、その点を踏まえ、十分念頭に置いていただいて、本委員会の議論を進めていただきたいと思います。と思っております。

簡単ではございますが説明としては以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。今日資料をいただいて中を精査するとなると、時間的な制約もありますので、今の説明だけで質問、討議となるとなかなか難し

い。財政課長はこれでこの委員会には出番はないのですよね。

【財政課長】 はいそうです。

【委員長】 たとえば財政課長に代わって、今後質問なりその内容等々の討議については、施設建設担当課長のほうで受けるという形になるのですか。それとも財政課長に用があれば来ていただけるのでしょうか。ということだとすると、今日の資料をいただいて持ち帰ってしっかり我々は精査して、検討や説明をまた受けるということも含んでお願いしたい。要は、今日話を聞いて財政は大変厳しいというようなことで、特別会計に繰り出しを少なくしてほしいという話なのではないでしょうか。その点は間違いないですか。

【財政課長】 そうです。要するに法定外や基準内、基準外というところがありますので、その点は適正な負担ということをお願いできればというところはございます。

【委員長】 今の説明の中で、最後のところにも要望がありましたが、財政課長の立場から、委員会にこの辺のところは、ぜひお願いしたいというようなことがあれば、我々はそれに向かって討議、検討をしていくわけですので遠慮なくお話しください。

【財政課長】 この場合は時間も限られておりますので、財政課に疑問点等がありましたら随時来ていただければ、もっと細かい資料等もそろっておりますのでお話はできるかと思っております。よろしくお願いしたいと思います。

【委員長】 何か質問はありますか。

今日いただいた資料を我々もよく見ないと、なかなか質問も出てこないと思うので、その点を宿題とし、次回の検討ということで終わりたいと思いますがいかがですか。

【委員】 人件費、物件費等の表の青色の決算額と赤色の経常経費充当一般財源との差が不足額ということでしょうか。

【財政課長】 臨時事業に対しても決算統計上の区分けがございまして、経常的に行なっている事業に対して、経常的に入ってくる歳入を充てるという基準があります。その決算統計を行なう段階において、この歳入は臨時事業なのか経常事業なのか基準に従って振り分けていく形になります。ですから、その差額が生じているということです。

【委員】 この差額というのは一般財源以外のところから持ってきているということですね。

【財政課長】 そういうことになります。

【委員】 左右のバランスが整っているのが本当は正しいということでもないのでしょうか。

【財政課長】 純粋な財源としての、要するに市の裁量で使えるお金、市税が主になりますけれど、それを充当していくことと、特定財源というものがありますので、それを充てるべきところに充てる形になってきます。

【委員】 それが青の少し足りないところですね。

【財政課長】 そうです。

【委員】 先ほど、繰出金が9億、11億、13億と2億円ずつふえるという説明があったのですが、22年度の見込額、23年度の当初予算はいかがでしょうか。

【財政課長】 先ほどの説明は、21年度が9.5億円の当初予算を組んでおり、補

正等もありますが、２２年度は１１．５億円、２３年度については当初予算として１３．８億円を予定しているということになります。

決算のところを申しあげますと、最終的に決算が固まらなないとわかりませんが、１億ほどの剰余金が出る予想です。

【委員】 繰出金の場合二つありまして、もともと足りない分と借り換えの分です。借り換えの部分がふえることによって繰出金が増えるという要素もあるのですか。

【財政課長】 平成１９、２０年度に、借り換え、これは繰上償還ですが、高い７％の利率で借りていたものが継続してきていますので、それについては、現状の社会情勢を踏まえて、低金利に下げますという国の指示であるのですが、たとえば５％以上のものは借換えによって利子が少なくなるわけです。その利子が少なくなることによって、それは歳出側ですから当然一般会計からの繰り出しも少なくなるということになります。

【委員】 委員会の生命線の気がするのですが、以前に借りたものが返せない、それを借り換えることによって金利が下がっていく。そうすると一般会計からの補てんが少なくなる訳ですが、今言った国の繰出金という目でみると、それをやればやるほどそれがふえてくるということで、二つに分けて考えないと問題ではないかという理解なのですがそれで正しいのでしょうか。

【委員】 借りたのを借り換えて、その分繰り出しがふえていくのかというところ――。

【財政課長】 それは連動していますから、据え置いた元金分が結果としてそういうようになるという形はあります。

【委員】 いっときはあるけれども、長期的な金利を抑制していくということからすれば、長期スパンでいけばある程度抑制していくという――。

【委員】 前回の委員会のとき借り換えは難しいということであったが、今回見せていただいたら随分減っているので素晴らしいと思ったが、今の話だともう限度だということ――。

【財政課長】 これは、国がどう考えるかなので、今後どのようにしていくのか分かりませんが、かなりその辺は５％ぐらいまでやったと――。

【下水道計画係長】 ５％以上の借り換えはやっておりますので、５％以下も希望はしましたが、都内の市町村は該当しないということでできなかった経緯はあります。

【委員】 借り換えの条件は基本的には独立採算ですから、たとえば１００円で７７円が使用料で２３円がいわゆる繰出しです。２３円の繰出しの総額が、いわゆる９億、１１億、１３億という形になるのですが、下水道会計の健全計画を示しなさいというのが条件なので、むやみに何でも手を挙げてできるわけではなく、条件があり努力しなさいと――。

【委員長】 今の〇〇委員、〇〇委員と財政課長の三者の話は解りますか。

つまり、高金利で借りたものはどんどん借り換えをすればいいではないかという意見も含め、それはなかなかできない、非常に難しいと―― いずれにしても、そういう説明も承知しながら、なぜかということも大体わかりましたが、初めての委員もいらっしゃるのので解りやすく御説明をお願いできればありがたいと思っております。

また、解っている方は質問をして、質問が学習になるというようなことも踏まえておりますので――。

この辺で財政課長には退席していただくこととなりますが、この検討委員会の目的を達成できるように財政課長にお願いすることはお願いするということで、よろしくお願ひしたいと思います。

次第(1)を終わります。

【委員長】 それでは、財政課長から説明をいただきましたが、今後、いろいろ討議していく中で、その問題については出るかも知れませんが、今日の資料を勉強していただいて、また、質問なり討議をしていきたいと思います。

それでは本日の次第を進めたいと思います。

(2)と(3)について事務局よりお願いいたします。

【下水道計画係長】 まず、今日お配りした資料の確認をさせていただきます。

A3横の東久留米市公共下水道使用料等検討委員会～第3回資料～、これより次第の(2)と(3)の説明をしたいと思います。まず、表紙があつて1ページから12ページまでございます。あと参考資料といたしまして、雨水・汚水別終期年度までの償還状況、それとA3縦の平成21年度末の借入先・利率別起債別残高がございます。お揃いでしょうか。それから、委員長からいただいた資料もありますが、これについては、後ほど委員長から御説明願ひたいと思います。

それでは説明させていただきます。

資料を開けていただいて、東久留米市公共下水道事業の概要ということでございますが、前回も少しふれさせていただきましたが、東久留米市の公共下水道は昭和39年に着手しまして、平成21年度末までに460億円をかけて汚水の整備率は100%を達成しております。接続率については99%近くになっておりまして、ほぼ市内全域で使っている状況になっております。今後は、昭和39年からつくってききました施設の維持管理、改築・更新を含めた投資的な下水道事業を展開することになっていくと考えてございます。

事業の現状でございますが、表の1-1、公共下水道計画の実績となります。これは将来人口を書いております、計画人口が109,100人、昼間就業人口が41,500人となっております。昨年までは、大規模な数字となっております。これを国のほうで見直しまして、現状に合わせた数値となっております。

次に、公共下水道事業費と管路延長の推移という表がございます。図の1-1でございます。この中で注目いただきたいのは、青線の建設ピークでございます。昭和57年度から平成7年度までの14年間が汚水事業のピークでございます。この間は、国費でかなり補助事業展開をしまして、年間30億から40億ほどの工事を実施しておりました。その後、平成8年度以降、普及率が100%近くになっていることから、工事が必要なくなりますので大きく下がってまいります。

次に2ページでございます。これは下水道事業の経営状況ということで、平成21年度の決算状況を円グラフにしております。

次の、図の1-2は総収入と総支出が載っておりますが、使用料に対し右側の起債償還額がほぼ同じでございますので、入ってきたお金ですべて借金を返していると

ということが御理解いただけると幸いです。

また、先ほど財政課長から説明のありました左側の総収入にある繰入金でございますが、21年度につきましては8億円一般会計から繰り入れております。内訳といたしましては、基準外、基準内、救済措置とございますが、真ん中の基準内繰入金は、雨水関係の整備と污水にかかわる水質検査の費用のうちの半分を見てよいなどといったものがございまして、そのようなものを基準内繰入金としていただいております。その下に救済措置とありますが、これも繰入金でございます。これにつきましては、19年度から、国のほうで、適正な使用料をもって当ててもなお足りない場合は、自治体の人口密度によって一般会計から繰り入れることができることになりましたので、それを適用して東久留米市の場合は30%を繰り入れられますので、その分を救済措置として載せてございます。その基準内繰入金・基準外繰入金・救済措置でございますが、資料の最後の参考資料（3）に用語の解説として出ておりますので、御覧いただきたいと思っております。

次に、右側の表につきましては、次のページでそれぞれ説明したいと思っております。

3ページの資料－1でございます。これにつきましては、過去分の下水道使用料の収入済額と右側に行政人口と普及率を載せてございます。ほぼ、7年度以降人口普及率99%を超えて100%に近づいております。ただし、水洗化が7年度から17年度の間で10%程度上がっております。反対に右側のほうで使用料の改定を何度かやっております。改定して使用料が増加しておりますが、20年度以降伸び率が鈍ってきているということが見て取れます。22年度の収入は予測でございますので、もう少し数字が上がると思います。

続きまして、4ページの資料－2でございます。上の段の「件数の構成比」につきましては、皆さんにお使いいただいている、排水量の区分につきまして、各世帯において何%占めているかというものを示しております。一番多いのが10㎡から30㎡までです。22年度で見ますと上から33.25、33.77、21.59と、ほぼ9割近の方がこの階層で構成されております。下の段の「1件当たりの汚水量」ですが、これはそれぞれ排水量に対してどれぐらいの排水量の中で使っているか、どれぐらいの量を10㎡の中で使っている量を示しております。10㎡の中で平成8年、9年で5.70、5.68とありますが、これがだいたい10㎡以内でだいたい5㎡が皆さんお使いの排水量というように考えていただけると思います。

次に、めくっていただきまして、資料－3でございます。

これは、資料－2を数字で表したものをグラフで表にしたものです。構成比率を見ますと、ほとんど10、20、30が東久留米市の構成を占めております。一番下の10㎡が微増、また、20㎡も微増、30㎡が横ばいということでございます。

次に、資料－4でございます。これにつきましては、過去の使用料の改定額を載せております。平成7年9月までと、平成14年9月までと前回は18年6月までと18年7月1日からとなっております。直近では平成18年、今から5年前に改定しております。平均の伸び率としましては、それぞれ12%、5%、そして、前回と比較いたしまして、7%となっております。

以上で東久留米市における現状の下水道事業の使用料等について御説明させていた

できました。

続きまして、今後、２３年度以降どうなるのかについて御説明いたします。

次ページを御覧ください。２３年度から３２年度まで１０年間着色してございます。この期間につきまして、前回お配りいたしました、公共下水道プランを基に１０年間の下水道事業の経費を算出しております。おさらいの意味もこめまして内容についてもう一度説明させていただきます。

まず、この下水道プランでございますが、これにつきまして、なぜつくったかという経緯でございますが、平成１７年に国のほうで下水道ビジョン２１００という、今後、１００年間の下水道事業に対する計画をつくりました。その後、平成１９年に下水道ビジョン２１００という名前が変わって、今後、１０年間の起因する下水道のあり方を国のほうで作成いたしました。その中で、もう２１世紀に入っておりますので、２０世紀の速やかに「排除・処理」という方式から２１世紀の下水道は「活用・再生」ということをテーマにしまして、ビジョンをつくりました。それを受けまして、東久留米市も２１年、２２年でこのプランをつくりました。もともと下水道は各５年間の計画の中で各事業を行ない、大きな計画というものはございませんでした。国もおかしいということで、大きな計画があつて、５年ごとの計画をつくらなければならないということで、下水道プランができました。

今回、下水道プランによって１０年間の事業費等を算出して、それに対する使用料、繰り入れ等の計算もこの表に載せてございます。今後１０年間、２３年度から３２年度までの事業展開ですが、本市で最も古い管が、昭和３９年から行なっておりますので、もう５０年近く経っております。だいたい３０年以上経過しますと老朽化しだして、危険な状態になっておりますが、そういった管が３８kmございます。３０年以上が６５kmで、このうち大門町に中継ポンプ場がございます。そこが、市内の約２０％の汚水を一度そこに集めて、ポンプで圧送して下水幹線に落とし、それが清瀬の水再生センターで処理されて川に流れるという方式をとっております。この下谷ポンプ場と呼んでおりますが、ここも２３年経っております。通常は２０年を経過しますと、設備機器は耐用年数がなくなってまいります。昨年も修理の部品がなかなかなくて、全国に手配をしてやっと手に入ったという経緯があります。ですから、このポンプ場も改築・更新の時期が過ぎておりまして対象になっているということでもあります。このプラン中では、その更新時期を見ております。また、そのポンプ場に入る汚水を減らそうということで、途中で幹線をカットして、自然流下にしてポンプ場に入る流入量を少なくしようという計画を立てて、その工事を見込んでおります。また、一部古い管につきまして、２７年度までに改築・更新して管を新しくする工事を３事業ほどこの中に載せてございます。一番大きいのが、滝山団地から流れてくる汚水を集めてくる幹線がありますが、それが一番古い幹線でして、その改築更新費用もこの中で見込んでおります。改築更新事業を行うためには、全部一度に取り換えるのではなく、事前にカメラを置いて、管の中を見なければいけないと。それから、調査があつて、設計をして、それから順次工事に入るわけです。

恐れ入りますが、プランの３７ページの中の右側、基本方針の中で３つ挙げてございます。「健全な水循環の再構築」、「安全・安心なくらしの実現」、「下水道経営

基盤の強化」、このような基本方針を立てて、健全な水循環の再構築という中で、先ほど申しました下谷ポンプ場の流入区域の見直しと――あと、雨ですね。雨の下水道の浸透貯留の推進と。あとは、良好な水辺環境の創出ということも「健全な水循環の再構築」の中で事業展開しようとしております。２番目の「安全・安心な暮らしの実現」につきましては、地震と老朽化した管渠の対策を合わせて進めていきます。今、申し上げました地震対策でございますが、先日震度５の地震がありましたが、下谷ポンプ場では特に被害はございませんでした。清瀬のほうでは影響があり、現在、補修中だと聞いております。

一番下の「下水道基盤の強化」ですが、これにつきましては、下水道使用料の適正な見直しを挙げております。これら３つの基本方針を基に個別の施策の計画を立てて事業を展開していくということでございます。以上が３２年度までの事業展開でございます。

このプランの計画期間等の施策展開が冊子のＡ３の最後ページに段階的整備計画ということで、２７年度までを前期、３２年度までを後期と分けましてこの中でそれぞれの事業を展開しております。

簡単ではございますが、以上で下水道プランの説明とさせていただきます。

資料に戻っていただいて、この中で基本方針として、この下水道プランの作成で使用料改定の検討の基本方針期間を、２３年度から３２年度までの１０年間を基本にして改訂の検討をしてまいりたいと思っております。

それぞれの集計値を年度ごとに、現在１００円以下の状況にありますので、それを１０年の間に１００円にすることを目標としております。先ほどの処理経費ですが、一般会計からの救済措置をないと考え、将来、独立採算制で下水道をやっていききたいという考えのもとに、そういった救済措置なしの案で計画を立てております。

資料－５を御覧ください。上のところで救済措置がなしとなっております。これは、一般会計からもらえるお金を入れておりません。資料－６ではこれを入れた形でつくってあります。これを見ていただくと、救済措置なしですと、公共下水道プランの後期のほうでは、一番下の汚水処理経費回収率が１００に近づいておりますが、救済措置ありですと、平成２５、６年でもう１００になってしまいますので、一般会計に頼らない下水道経営を目指す上では、こちらはなしで２３年度から３２年度までの経費をどうにかしていきたいと考えております。このうち、先ほど話がありました繰上償還ですが、平成１９年度に制度ができて、下水道もこれに対応するべく、まず、経営健全化計画を出しました。その中で、いろいろな条件がありまして、内部努力をすること、あるいはコスト縮減を行なうことなどがありますが、その中に下水道使用料の改定があり、今回このような委員会を開いて検討いただくということであります。

また、１９年度は下水道課があり職員が１０名おりましたが、２０年度になりますと、下水道担当課長になり、職員が二人減り、さらに、２１年度には職員がもう一人減り７人になりました。そして、下水道担当課長がなくなり、施設建設担当課長ということで、下水道と土木と建築のほうの工事と一緒に見る課長となりました。こういったことを行ない、使用料の改定も行ない、しかも工事に関してはコスト縮減で少しでも安価な工法に見直しているという計画書を提出しまして、認められて繰上償還が

認められたということが現状であります。ただし、6%以上のものが対象となっておりまして、5%以下もまだありますが、それについては、もっと悪い自治体があるので、本市はできない状況にありまして、今後も難しいと考えております。

また、参考資料として、「将来の建設事業費」がありますが、こちらは、プランの中で主な計画を立ててここで事業費を算出しております。一番下を見ていただくと、雨水を含めての事業費となっております。それと、ここには、最低限の事業費のみ載せてございます。改築更新事業と言いましても、全部取り換えるわけにはいきませんので、中には調査をして使える管があれば、内面被覆を行ない、なるべく生かそうと、30年経ったからやるのではなく、10年経った管も行なっていけば、寿命が50年と言われるものも70年、80年持つのではないかと思いますのでそのような取り組みも行ないたいのですが、そうすると、起債ができなくなってしまうので、さらに事業費がふえるのではないかと予想しております。

以上で32年度までの資料－6の経費回収率等の説明を終わりたいと思います。

次に、11ページをお願いいたします。「東京都と多摩26市の減免措置状況」でございます。これにつきましては、担当課長から説明させていただきます。

【施設建設担当課長】 11ページの減免措置状況、前回17年度の時も検討委員会でお願いいたしました弱者と言われる方々に対する減免措置でございますが、表を見ても分かりますとおり、立川市と私ども東久留米市が全額免除になっております。あと、他の市町村は基本的に基本料のみ、私どもで言わせていただければ、10㎡まではいいですと。それ以上使ったらその分はお支払いくださいという形がほとんどでございます。

ここで少し生活保護のお話をさせていただこうかなと思っております。17年度当時と今と比べましてだいぶ違っておりまして、去年の新聞などでも、先ほどの扶助費の話ですが、予算を圧迫して各自治体を苦しめていると。多摩地区30市町村で、今、受給者が6万6千人います。これは、羽村市の人口、福生市の人口と同じ人数でございます。羽村市が5万7千人、福生5万9千人。30市町村で6万6千人ですから、その一つの市がほとんど全部生活保護受給者という数に膨れ上がっております。これは、皆さん御存じのとおり、リーマンショック以降、派遣切りですとか、住宅をなくして仕事がない。そういう方々が困窮をして申請をどんどんしてくると。生活保護は戦後25年に制定された法律で、その当時200万人いらっしゃいました。それが、平成7年では80万人。それが、平成22年10月現在ですが190万人。その当初と変わらず人数に膨れ上がって給付しております。また、減少の方向には全然向いておりません。微増をしております。我が市におきましても17年度には年間50世帯ぐらいしか増加はなかったのですが、20年度から94世帯、21年度は122世帯、22年度は184世帯と増加をしております。これは現在も続いております。先ほどの財政課長から話があったように扶助費が――生活保護費ですね。20年度が22億弱です。それから21年度が25億弱、22年度が30億、23年度は35億ぐらいになるのではないかと予想されております。その生活保護費というのは、通常の日常生活における費用でございまして、衣食住などの月々の経常的な最低生活の需要のすべてを満たす費用と位置づけられておりまして、通常予測される需要はすべて賄なう

べきであると記載されておりますし、生活保護法の中でも支出の節約を図り、その他生活の維持向上に努めなければならないと記載されております。また、参考としまして、60歳ぐらいの单身の方で、第1類、2類という別けがありますが、1類は飲食、被服で、個人単位で支給される金額は、月3万6千円。第2類は世帯で支出される、たとえば電気・ガス・水道の光熱費、これが4万3千円。合計7万9千円、それと家賃5万3千円。だいたい13万円が月々支払われております。その中で最低限の生活をしていただいて基本料金の中でなんとかおさめていただきたいという思いがあります。ですから、今回も、検討委員会の中で全額免除というものを検討いただきたいということで、資料を提供させていただきました。以上でございます。

【下水道計画係長】 資料－5の補足説明をさせていただきます。8ページを御覧ください。一番上の年度平成16年から32年度までありますが、その下に現年・滞納下水道使用料収入額があります。平成21年までは実績値を載せてございますが、平成22、23年度は予算値、24年度以降は過去の伸び率等を勘案して予測をしております。かなり下がっている状況がわかると思います。その下、基礎数値の中で、整備区域内人口、これにつきましても、23年度以降は、微増となっておりますが、下水道の使用料の収入額とすると下がっている状況になっております。これの原因は、節水機器の普及が考えられます。トイレにしても1970年代に比べると今は半分程度で流せるようです。今後、ますます設備が替えられると思われますので、さらに微減していく――洗濯機に関しても昔は13m³が主流でしたが、今は半分程度でできるようになっておりますので、そういったものに取り換えが進みますと、トイレと洗濯機だけで生活の6割を占める水の使用量となってまいります。新規の住宅は当然、改築をする方についても、そのようなものが付いてきますので、そのようなことで使用量が下がっていくと考えております。その下の污水处理費でございます。これにつきましては、排水路管理費、ポンプ場の管理費、その他流域下水道管理費ということでございます。少し説明いたしますと、排水路管理費は、現行の下水管の調査、詰まった場合の清掃、下水道に起因する道路陥没の復旧などを見込んでおります。ポンプ場施設管理費については、下谷ポンプ場の管理費とあとは、小型のマンホールポンプがあります。低地のところで自然流下で流せない場所については、ポンプで汲んで自然に流れるところまで圧送する施設で、市内に19箇所あります。その維持管理費用でございます。一番下の流域下水道管理費は、本市の場合は、汚水を全部、清瀬の処理場で処理しておりますので、その維持管理費でございます。その下、汚水の公債費、元金と利子の額でございます。一番上の汚水の元金償還額ですが、これは年々減ってきております。平成31年になりますと、9億から6億ぐらいになってしまうとありますが、これは、昭和63年前後のピーク時に借りた償還金がなくなりますので、その関係で公債費が減になると予測されます。その下にいきまして、污水处理経費回収率（ピンクの部分）ですが、現行ですと平成22年度ですと57%、これを平成32年までに現行ですと94%しかかからないのですが、これを検討していただいて、一番下の污水处理経費回収率という100にもっていけるための数値の目安として載せてございます。表については以上で終わりたいと思います。

以上で第3回の資料についての説明を終わりたいと思います。

【委員長】 課長から説明いただいた生活保護の問題ですけれども、生活保護そのものは、生活費として7万何がしを全部お渡しすると。生活するということからすると水道料金そのものは、全部無料ということですか。

【施設建設担当課長】 基本料金は無料です。

【委員長】 水道料金は基本料金が無料。

下水道料金は、生活保護者は全額免除していたが、今後は、基本料金以外の部分についてどうするかを検討をお願いしたいということによろしいですね。

【委員】 下水道料金は、基本料金と従量料金ですね。今は、東久留米市は基本料金も従量料金も全部免除しているということですね。それを、従量料金は取りなさいということ——どうするかではなく、そこまで面倒をみるのはいかがなものですかということですね。

【委員長】 それがつまり、生活費として渡しているから、その範囲内については、その中で、当然支払いをするという意味合いも含んでいるのでしょう。余分に多く渡しているわけではなく、ぎりぎりなのでしょうけれども。基本料金以外のものについては、その中から出したらいかがですかと、こういうようことですね。わかりました。それはまた、後々問題が出てくるでしょう。

質問はいろいろありますが、第1回の資料でいただいた、公共下水道プランの28ページの下水道経営を見て、総収入と総支出の起債の部分でが使用料の料金収入が57.9%で、起債56.5%、15億ですか。これはほとんど、償還のお金に消えてしまうと。表の見方として、単純に見ると、なぜこんなに償還が今でも続いているのかという単純な疑問があります。少し振り返りになりますが、なぜ、今、このようなつけが回っているのかと。それが、一般会計から繰り入れさせていただかないとやっていけないと。普通、借金をこんなに返したらパンクですね。

【委員】 一枚の参考資料があって、平成21年度末の借入先です。利率起債残高の174億8千、これが、平成21年度末の借入残ですね。8ページ資料5の汚水償還残高で平成22年度を見ると170億6千とあります。これ21年度は一致するのですか。

【下水道計画係長】 22年度は、まだ決算が出ておりませんので——。

【委員】 ですから、4億円ぐらいは、減るようになりますか。この21年度借入先利率別起債残高は元金、利息を合わせた額ですか。

【下水道計画係長】 はいそうです。

【委員】 すごいですね。金利が7.4%ですね。悪徳高利業者ですね。

【下水道計画係長】 これは、当時バブルの頃です。

【委員】 確かに、私もサラリーマンだったころは5～6%でした。

【委員長】 普通の借り入れの金利を信用金庫と都市銀行を調べてきました。昭和43年～45年で7%ですね。都市銀行は少し1%程度安く、条件がよくて0.8～1%程度です。

【委員】 経済成長率も7%ぐらいありました。

【委員】 この表を見て、これを先に返すことはできないのか——きっと借入明細表があって、それに従って返すのでしょうか。公営企業、金融公庫は表に従って返すの

で、一度に返すというわけにはいかないのでしょうか。

【下水道計画係長】 それはできないです。過去の高金利ですが、8%というものがありました。次が7.3%、7.1%というものもありました。これについては、先ほどの繰上償還のところで対象として、この利率を下げても借り換えを行なっているところがございます。

【委員】 前回いただいた資料－7の2ページの21年度の経営状況の表4－1の資本費の原価償却と支払利息が3億2千万とありますが、その隣の3ページの表、21年度の決算値の支出で公債費の元金が9億3900万、利子が5億6700万とありますが、この違いはなんですか。利子が2億違いますし、元金は1割も違わないがこれはなぜか。それと、前回の資料の17年12月21日の報告書の5ページの真ん中に、このような経緯を踏まえ下水道使用料の改定は、昭和61年度に20.05%、污水处理経費回収率47.5%、平成7年度には污水处理経費回収率52.2%、平成14年度には污水处理経費回収率55.0%の改定を行なっているが、100%にしたいが、一度にできないので、60%にはしたいとしているが、資料7の2ページ目で回収率が77.4%となっている。これはおそらく経費節減や先ほど話のあった借り換え等で77.4%までになった。いずれにしても、今後は難しいという中で、今日いただいた資料－5だが、説明があったように10年後94.3となっている。次回説明したいと思うが、21年度が77.4、22年度57.1、32年度94.3となる。

今後、何回か委員会が開かれますので、質問させていただきますが、今日の質問として、このようにうまくいくのかという感想を持ちました。

【委員】 22年度でまたぐっと下がるのですね。

【下水道計画係長】 理由としましては、繰上償還で低金利に借り換えて、その部分の元金は据え置いた期間がありますので、その間は利子だけの支払いのため償還は減っておりますので、回収率は上がり、22年度以降になると据え置きが終わり、返す額が増えるため下がってきたということです。

【委員】 そうすると31年度が92.5%、30年度が75.2%で17%位アップするということは、元金が減ってきているということですか。

【下水道計画係長】 繰上償還も含めて30、31年度になると昭和61年、62年のピーク時に借りていたお金が返し終わってきていますので、その分償還が減り、回収率が上がってくると考えられます。

【委員】 ほぼ見込めるということですね。

【委員】 今後、大きな変化がなければということです。

【下水道計画係長】 参考資料の雨水・污水別終期年度までの償還状況をざらंकください。いちばん左の污水の元金ですが、平成30年度が9億、31年度になると5億に減ります。それ以降になると5億、4億、2億、1億と減ってきますので、ここに新たな事業が入れば別なのですが、今のところ建設等の予定はありませんので。

【委員】 先ほどの、40年経って修理をしなければいけないというのは見込んでいないのですか。

【下水道計画係長】 見込んでいますが最低限です。

【委員】 もう1つ、将来の建設事業費という参考資料で、汚水と雨水が一緒になっているが、前回いただいた資料では、汚水は使用料で賄うが、雨水については別に考えるということが書いてある。もしそれに沿っているのであれば、先ほどの資料も雨水を除いてもらったほうが解りやすい。

これはこれで、どれだけ建設費でお金を使うか、返済がどうなるか等解りやすいのであった方がよいと思うが。やがて雨水もとの考えは――

【都市建設部長】 雨水自体を量的に測るというのは不可能です。井戸水の使用についてはメーターをつけて下水道使用料を徴収しておりますが、上から降る雨に対して使用料というのは考えておりません。

【委員】 もう1点、前は来年度以降どうするかと、つまり使用料で原価割をどれぐらい高めていくかということでしたが、先ほどの話だと、今後10年間で今回の委員会で決めようということですか。

【下水道計画係長】 10年間を見据えてということで、10年間全部ということではありません。

10年間を見据えた額を出しましたので、これにはこれだけの事業をやりますので、一般会計からの繰り入れを抑え、将来的には独立したいので、そのためにはこれだけの改定をお願いしたいとの提言でございます。

【委員】 そうすると、今回はこうだけれども、この通りにいったら少なくとも後の3年、次の3年はこのようにいかないと、回収率は94.3%にはならないということですね。

ということは、金額は別としても、10年間の改定率をどのように94.3%に持っていくのかという議論をしなくてはならないわけです。

【下水道計画係長】 それにつきましては、次回以降、改定率等をお出しして議論していただきたいと思っております。

【委員】 あと、件数の構成比ということで、下水道使用料水量実績の推移というのがあるのですが、基本的に10～30m³がほとんどなわけです。一般世帯4人でどのくらいなのかということも含め、それと排水量全体で見ていくのか、どこを押さえていくのかということも議論していただかないと――10、20、30に偏っていますから。

【委員】 この表の10m³というのは年間ですか。年間でひとつの家庭で使うのが、10m³までが平成21年度で33.43%ということですね。

【施設建設担当課長】 ランク別で10、20m³というのがありまして、年間10m³以下使う方が、全体の中で33%いますよということです。

【委員】 資料5に戻りますが、2回目でまだ理解できないのですが、回収率という歳入のところの23年度の黄色の数字は何でしょうか。

【下水道計画係長】 これは事務局で数字を入れただけですので、見ていただければ――

【委員】 歳入Aの小計欄を見ればよいということですね。

【下水道計画係長】 そうです。説明不足でした。

【委員】 ちなみに何%ぐらいですか。

【下水道計画係長】 一桁台です。

【委員】 黄色のところはわかりました。それから、一番下の改定汚水処理経費回収率ケース１、ケース２、ケース３とありますが、これはどのようなことでしょうか。

【下水道計画係長】 上の黄色の部分の数字に対しての回収率ということです。

【委員】 私は、上にある一般会計繰入金ケース１の８億１８００万とかケース２のことかと思ったのですがそうではないのですね。

【下水道計画係長】 これは、改定率を入れて上の黄色の欄をつくりましたので、それに連動した形で２３年度に改定した場合にこれだけになるということで入れてありますが、その下の数字も連動しておりますので、これはあくまで参考資料と考えていただければ幸いです。

【委員】 わかりました。いずれにしてもここの表で見るのは、ピンクの欄の汚水処理経費回収率と見るということでもいいですね。

【下水道計画係長】 その下の基準内と基準外までを見ていただければと――。

【委員】 あくまでも救済措置は計上していませんというここまでの欄ですね。わかりました。

【委員】 救済措置は受けたくないということですね。この案でできたら目指したいという――。

【委員長】 再度見直しの話は基本的な話として、下水道使用料等検討委員会が検討するのは汚水という概念でいいのですね。表の上では雨水もありますが、雨水を含めてのことなのですか。汚水について主に検討するということで整理しておきたいと思います。

【都市建設部長】 下水道事業には、雨水と汚水がありますけれども、汚水事業に限ってのさまざまな使用料等も含めて、御検討いただければと考えております。

【委員】 前回、資料－７の３ページと今回の資料－５のほうで１２億４千万となっているのは何かと、先ほど説明いただいたプランの２８ページにグラフがあって、繰入金が２億１千万とありますが、差額は結局公債を返した分ということでしょうか。一般会計の繰入金で２億１千万のうち１１．９％、資料－７のほうは８億７００万――何かプラスされていると思いますが。

【下水道計画係長】 確認いたします。

【委員長】 資料－７のほうは汚水と雨水ではないですか。

【委員】 今の８億７００万の３ページの全体の収入と、そのとなりの２ページの収入が使用料などあっているのですが、ほか全体は違うような気がするのですが――どのような関係があるのですか。

【委員】 多摩２６市の中で東久留米市の下水道料金は高いのですか。ほかの市の低いところの低い理由は何ですか。たとえば三鷹市などは。

【都市建設部長】 前回の検討委員会の中でもありましたが、東久留米市は受益者負担金を取っておりません。受益者負担金は何かと申しますと、汚水管を埋設するに当たり、下水を使えるようにすることによって、恩恵を受ける人たちに宅地の面積当たりでお金を徴収して、それを建設費に充てている市がほとんどなのです。しかし、本市も条例がありましたが、実際には実行されずに条例は廃止されて負担金を取って

いないこともあります。また、小平市と比べてもそうですが、本市は、大きな河川が2本ございまして、土地の起伏が激しくポンプ場があるということです。また、川を横断する時に、下水管をサイフォン方式で入れているのですが、上流と下流がありますが、河川計画の断面がありますので下を確保して管を入れて、その水が流れるようにサイフォンで、そういったこともあって、単に下水道の管を埋設するだけでも建設経費——工事費が高くなります。そのようなこともあり、後々出てくると思いますが、投下した資本に対する償還が高いのです。

【委員】 借入れが多いということですね。先行投資の時に負担者から取っていないということですね。前回のまとめの中の8ページの4行目に、受益者負担の条例が適用されずに廃止に至ったと記載がありますが、これはどういうことですか。

【委員長】 本来は、受益者負担が一番平等で望ましいと思いますが、その条例が適用されずに廃止になったというのは——。

【都市建設部長】 下水道事業受益者負担に関する条例は、昭和45年6月に制定されておりますが、その後、下水道事業が進展する中で、条例の適用についても検討されておりましたが、受益者負担の徴収は実施されませんでした。その要因は、滝山団地入居の下水道事業が昭和30年から開始されたことによる、下水道の供用開始区域と整備予定区域の公平性の問題、あるいは、下水道開始区域に対する受益者負担金の遡及負担の問題ということです。市内部の検討委員会での検討と、学識者3名にお願いし検討を重ねてきたということで、公平な行政を行なうために廃止し、一定の区切りをつけることが好ましいとして、廃止する判断をし、その結果、昭和56年に受益者負担に関する条例が廃止されたということです。条例があったにもかかわらず、条例の適用がされていなかったということです。

【委員長】 わかりやすくいうと、そういう流れで来ていたのに、途中で受益者負担というものに対する取り組みを放棄したわけではないが、市の予算でやっていくというような——政治的な状況の中での判断だったのでしょうか。当市は、いろいろな事情があって、かなり早くインフラとして下水道に関しては、先行投資で行なってきたわけで、本来、それで受益者負担を将来につけを残さないということで、本来、きちんと行なっていけば、このような問題もそう先送りできなかった。今になって料金を上げるとなると難しい時代になってしまった。今の担当者には気の毒だが、我々もそうですが、下水道の独立会計を大きく掲げても、今の疑問点と同じようにそれをクリアするのは難しいということです。

【委員】 もともと、税金ですから目に見えないところで市民からいただくよりは、これだけかかったということで市民からいただくほうがいいと思います。

【委員長】 今の利息の問題も含めて、借金の利息がこれだけ高くなっているという問題。そして、当然、維持費といいますか、設備の老朽化に伴いお金がかかるということで、そのような問題を抱えながらの検討委員会なので、時間も経過しましたので、現行についてだけでなく、今後の下水道全体の予算というものが独立していくという方向にどういくのかという問題。1つは思想的な考え方、もう1つは、数値的な現実と合わせながら、今回の検討に入っていくということでいかがでしょうか。

大変良い質問をいただいて——つまり、歴史的に東久留米市の下水道のありようと

いうのは、他市と若干違うということです。その説明も部長からしていただいて、それを踏まえてどうするかということで、今回は展開していければということでいかがでしょうか。

【都市建設部長】 委員長申し訳ございません。それと、繰上償還のお話しが出てきましたが、高金利のものを低金利に借り換えるということで、平成19年度と20年度に行ないました。最終的な差し引きをしますと、利息だけを考えれば借り換えすることによって、約10億円のプラスになるということで、単年度的には元金償還が始まって償還の期間が圧縮される関係があり、先ほどの回収率が落ちたりということがありますが、トータル的には利息として10億円以上の縮減がありました。

【委員】 それは大変すばらしいことですね。

【委員】 金利を上げ続けなければいけないところを、努力してもらって下げている。77.3%になった。

【委員】 やはり、今までやってきたインフラで、借金がたくさんあるのを独立採算制で100%に値上げをするのか、それは、話の違うのではないかという難しい問題です。100%市民に押しつけるというのは、いかななものかと。ただし、このままでいいとは思いますが、そのへんを皆さんで話し合って、個人的には100%値上げをして特別会計だけでやっていくのは、少し無理があると思います。

【委員】 もう1つは、繰入金というのは、市民はただでお金が入ったと思うのです。使用料を値上げすると自分で払う。繰入金が入ると、ただだと思うけれども実際はそうではないのです。そこのところは少し理解を求めたいです。やはり、100%にするのは無理だと思いますが。

【委員長】 これは、下水道だけにあらず、例えば、公民館が生涯学習センターになっての使用料の問題、ごみの有料化等々いろいろあって、今までこういうことは、全部市が責任をもってやるのだと。予算化したものは、市民は行政にお任せというような時代ではあったのでしょうけれども、世の中が高齢化社会になっていく中で、厳しい状況で、下水道もこのような数字になるというような御批判は覚悟しますが、いずれにしても、受益者負担とは、いったい我々市民にとってどうなのかという問題も合わせて皆さんと意見交換をする——もちろん、数字の話も大事ですけれども、今後、取り組みを進めながら、意見をちょうだいするということでいかがでしょうか。本日、資料をいただきましたので、もう一度しっかり勉強し直して、次回に臨みたいと思います。

【委員】 借金が多いですね。

【委員】 170億円もある。先ほど部長が言ったように、昭和56年に廃止されたもので、30年前のことを言ってもしょうがないので、170億円をいかに減らしていくかということ、今日の資料で勉強しながら、次回、また資料が出てくるでしょうから——。

【委員】 改めて見るとすごいですね。

【委員】 一番圧迫していると思います。

【委員長】 少なくとも、検討委員会に出ている我々と、一般市民の皆さんとのずれの中で、今後、こういう広報もやっているのでしょうけれども、なかなか数字が市

民の目にとまらない——議会も、そう言っては悪いが、こういう問題を議会発、または、行政発というか、いろいろな形で浸透して——我々がどのようにこういう問題を考えていくか。受益者負担という言葉ももう一度考えて、お金がない状況の中で非常に大変ですが、そういうことも踏まえて、今、〇〇委員からお話しがあったように、我々の認識を一つにして、ある程度方向を考えながらまとめていくということだろうと思います。

ぜひ、お知恵をお借りし、また、細かい、質疑、御討議等々進めていきたいと思いたしますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

次回は、５月２７日金曜日、１３時３０分から——。

【施設建設担当課長】 先週、皆様に第１回の会議録をお送りしましたが、訂正等なければ、名前を消してホームページに掲載したいと思います。

【委員長】 皆さん見ていただいて、問題がなければいいですね。

２月２５日第１回の検討委員会がスタートしたわけですが、この間、東北の大震災があり、課長の人事異動がありました。本委員会の先々の問題も含めて、なんとかしていかなくてはいけない。市民として、運よくまちづくりの１つのテーマを考える委員会に参加したということは、皆さんそれぞれ意味があることだと考えております。

次回もまた、活発な御質問等々行なってまいりたいと思っております。

これをもって、本日の委員会を閉会といたします。

午後４時０５分 閉会